

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月27日

【会社名】 八洲電機株式会社

【英訳名】 Yashima Denki Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 太田 明夫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝二丁目7番17号

【電話番号】 03(3507)3711(代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部長 松並 重孝

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝二丁目7番17号

【電話番号】 03(3507)3711(代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部長 松並 重孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- イ 取扱い品目の拡大に伴い、現行定款第2条に定める事業目的を一部追加するものであります。
- ロ 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な所要の変更を行うものであります。
- ハ その他、字句の修正及び上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

落合 憲、太田明夫、白石誠仁、今町和至、石澤輝之、大関 一、齋藤 勲の7名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

樋口正宏、緑川 晃、宮 直仁の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

山内 豊を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額2億5,000万円以内にするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額を年額6,000万円以内にするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	141,888	545	0	(注)1	可決 92.34
第2号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）7名選任の件					
落合 憲	140,354	1,754	0	(注)2	可決 91.34
太田 明夫	140,383	1,725	0		可決 91.36
白石 誠仁	140,581	1,527	0		可決 91.49
今町 和至	140,595	1,513	0		可決 91.49
石澤 輝之	141,232	876	0		可決 91.91
大関 一	141,232	876	0		可決 91.91
齋藤 勲	141,171	937	0		可決 91.87

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
樋口 正宏	141,318	1,055	0	(注) 2	可決 91.96
緑川 晃	138,047	4,326	0		可決 89.84
宮 直仁	138,002	4,371	0		可決 89.81
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注) 2	
山内 豊	140,681	1,751	0		可決 91.55
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額決定の件	141,573	860	0	(注) 3	可決 92.13
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件	141,577	856	0	(注) 3	可決 92.13

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。